

豊川市監査公表第23号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年4月17日

豊川市監査委員

同

同

井田哲

鈴木篤

星川博





【別紙】



定例監査の結果に基づく措置通知書

(子ども健康部保育課)

『定例監査(保育所)』

【御油保育園】

監査実施期間 令和7年 8月 4日から
令和7年10月27日まで

豊川市監査公表第9号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 園児用安全マット2枚を購入するに当たり、指名競争入札等事務を回避するため購入予定価格が少額となるよう、複数に分けた見積書を徴収していた。同様に、備品管理システム登録においても、複数に分けたことで誤った数量や金額が記載されていた。このため、豊川市契約規則及び物品管理規則の規定を遵守し、財務事務の手引きを参考にするなど適正な契約事務を行うよう改善されたい。</p>	<p>(改善事項)</p> <p>1 園児の安全確保のために老朽化した物品の買い替えを急いだことによる不適正な事務を防ぐため、令和8年2月10日付けで保育課において備品要求一覧表を作成した。また、各園の物品等の劣化状況を把握することで令和9年度予算要求時に当該一覧表を活用し、計画的な備品購入を行うこととした。備品管理においては、令和8年3月18日付けで備品台帳を正しい数量や金額に訂正し、取得金額と支払調書の金額が突合できるように備考欄に支払調書番号を記載した。</p> <p>令和7年10月29日に開催した公立園長会においてリスク事案の誤りの重大性を説明し、財務事務の手引きの説明により事務手順を再確認した。また、保育園で直接購入できない金額の場合は保育課へ連絡する対応とし、適正な契約事務を行っている。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和8年4月16日現在のものである。

